（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター
施設整備及び運営事業

入札説明書（修正版）

平成 20 年 10 月

ひたちなか市

《目　　次》

第1 入札説明書の位置付け ····· 1
第2 事業の概要 ····· 1
1. 事業名称 ····· 1
2. 公共施設等の管理者等の名称 ····· 1
3. 事業目的 ····· 1
4. 事業方式 ····· 1
5. 立地に関する事項 ····· 1
6. 施設の概要 ····· 2
7. 事業期間等 ····· 2
8. 民間事業者の業務範囲 ····· 2
9. 市が実施する業務範囲 ····· 3
第3 入札に関する事項 ····· 4
1. 入札に関するスケジュール ····· 4
2. 入札手続等 ····· 5
3. 入札に関する事務局等 ····· 9
4. 入札参加資格要件 ····· 9
第4 落札者の決定 ····· 12
1. 審査委員会の設置 ····· 12
2. 落札者の決定方法 ····· 13
第5 本事業に関する提示条件 ····· 13
1. 特別目的会社の設立 ····· 13
2. 民間事業者の収入 ····· 14
3. 保険 ····· 14
4. 責任の分担 ····· 15
5. 業務の委託等 ····· 15
第6 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項 ····· 15
1. 契約の構成 ····· 15
2. 契約の概要 ····· 16
3. 地位の譲渡等 ····· 16
4. 入札保証金及び契約保証金 ····· 16
第7 公表資料一覧 ····· 17
1. 入札説明書添付資料 ····· 17
2. 別添資料 ····· 17

第１ 入札説明書の位置付け

ひたちなか市（以下「市」という。）は、（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の規定に則り実施するため、平成 20 年 7 月 17 日に「（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業　実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。また、市は、平成 20 年 9 月 4 日にＰＦＩ法第 6 条の規定に基づき、本事業を「特定事業」として選定して公表した。

本入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものであり、本入札説明書と同時に公表する本事業の「要求水準書」「落札者決定基準」「基本協定書（案）」「基本契約書（案）」「建設工事請負契約書（案）」「運営業務委託契約書（案）」「様式集」及び「提出資料の作成・提出要領」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。そして応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。

なお、入札説明書等と実施方針に相違がある場合は入札説明書等に規定する内容が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については実施方針によるものとする。

第２ 事業の概要

１．事業名称

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業

２．公共施設等の管理者等の名称

ひたちなか市長　本間　源基

３．事業目的

本事業は、ひたちなか市と東海村（以下「市村」という。）から搬入される一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却廃熱を利用して発電等を行い、環境負荷の低減を図ることを目的とする。なお、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法：平成 19 年法律第 56 号）に配慮することとする。

４．事業方式

本事業における施設の整備は DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

５．立地に関する事項

（１）事業実施場所

ひたちなか市新光町地内

（2）都市計画事項等

本事業を実施するための用地は、平成 20 年 8 月 4 日の国有財産関東地方審議会において答申を得ている。また、平成 20 年 10 月の都市計画審議会において、本施設の用地として都市計画決定する見込みである。

6．施設の概要

施設の名称	（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター（以下「本施設」という。）
施設の種類	廃棄物処理施設
施設概要	市村が搬入する家庭系可燃ごみ（以下「家庭系可燃ごみ」という。）、排出者及び許可業者が搬入する事業系可燃ごみ（以下「事業系可燃ごみ」という。）、不燃物から選別される可燃物（以下「選別可燃物」という。家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみと合わせて以下「処理対象物」という。）を受け入れ、燃焼・溶融処理を行い、余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	220ｔ/日（110ｔ/日×2 炉）（24 時間連続稼動）
処理方式	ストーカ炉＋灰溶融（電気式）
供用開始	平成 24 年 8 月（予定）

7．事業期間等

事業期間は、次のとおりとする。

ア　設計・施工期間　：契約締結から平成 24 年 7 月末までの約 3 年 4 ヶ月間

イ　運営期間　　：平成 24 年 8 月から平成 44 年 7 月までの 20 年間

なお、本施設の運営開始日は平成 24 年 8 月とするが、市村は平成 23 年度内で可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため、民間事業者は自らの提案に基づき市と合意した場合は、早期に運営を開始するものとする。その場合、運営期間は提案に基き合意した運営開始日から 20 年間とする。

8．民間事業者の業務範囲

PFI 法に則り、事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）が実施する主な業務は、次のとおりとする。

（1）事前業務

民間事業者は、落札者の決定後すみやかに特別目的会社を設立するものとする。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

（2）設計・施工業務

民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。施工について

は、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

（3）運営業務

・民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、処理対象物を計量し、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に本施設の運営業務として保守管理業務、修理及び設備更新業務、清掃業務、保安・警備業務等を行う。

・運営事業者は、集じん器、ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（以下「飛灰」という。）並びに溶融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとする。本施設外で処理する必要のある一般廃棄物については、運営事業者が貯留設備に搬入・貯留した上で、市村が指定する場所まで運搬し、市村は運搬された当該廃棄物等を処理する。

・運営事業者は、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、本施設の所内での利用、或いは電気事業者への売電を行うことができる。なお、売電収入及び新エネルギー等電気相当量（以下「RPS 証書」という。）の販売に関わる収入は、運営事業者に帰属するものとする。

・運営事業者は、本施設の見学希望者等に対して、市と連携して適切な対応を行うこととする。

・処理に伴い発生するスラグ、メタル等について、運営事業者が全量を引き取り、可能な限り有効利用を行うこととする。

（4）業務終了時の引継業務

市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。市は、事業期間終了の 5 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し、運営事業者は市の検討に協力するものとする。また、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、運営事業者は以下の業務等を行うものとする。

・本施設の運転、維持管理に必要な以下の書類等の整備、提出
（図面、維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表）

・市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務

・本施設の維持管理計画の立案、市との協議等、必要な協力の実施

・本施設の機能検査

９．市が実施する業務範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

（1）用地の準備

本事業を実施するための用地は、平成 20 年 8 月 4 日の国有財産関東地方審議会において答申を得ている。また、平成 20 年 10 月の都市計画審議会において、本施設の用地として都市計画決定する見込みである。

（2）処理対象物の搬入

市村は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

（3）本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階において、設計・工事監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

（4）施設見学者への対応

市は、本施設の見学希望者等に対して、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

（5）建設費及び運営費の支払い

市は、ひたちなか市財務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

（6）その他

市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行うものとする。

第３ 入札に関する事項

１．入札に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。

入札スケジュール	
① 入札公告及び入札説明書等の公表	平成 20 年 9 月 5 日(金)
② 入札説明書等質疑の受付締切	平成 20 年 9 月 16 日(火)
③ 入札説明書等質疑への回答公表	平成 20 年 10 月 3 日(金)
④ 資格審査申請書の受付締切	平成 20 年 10 月 14 日(火)
⑤ 資格審査結果の通知	平成 20 年 10 月 21 日(火)
⑥ 事業提案書の受付締切	平成 20 年 11 月 17 日(月)
⑦ 応募者ヒアリングの実施	平成 20 年 12 月中旬頃
⑧ 落札者の決定、公表	平成 20 年 12 月中旬頃
⑨ 仮契約の締結	平成 21 年 2 月頃
⑩ 事業契約の締結	平成 21 年 3 月頃

注）上記スケジュールにおいて参加者の書類提出の状況、審査委員会の審議の進捗状況等により、変更が生じる場合は、その内容を公表する。

２．入札手続等

（１）入札手続の概要

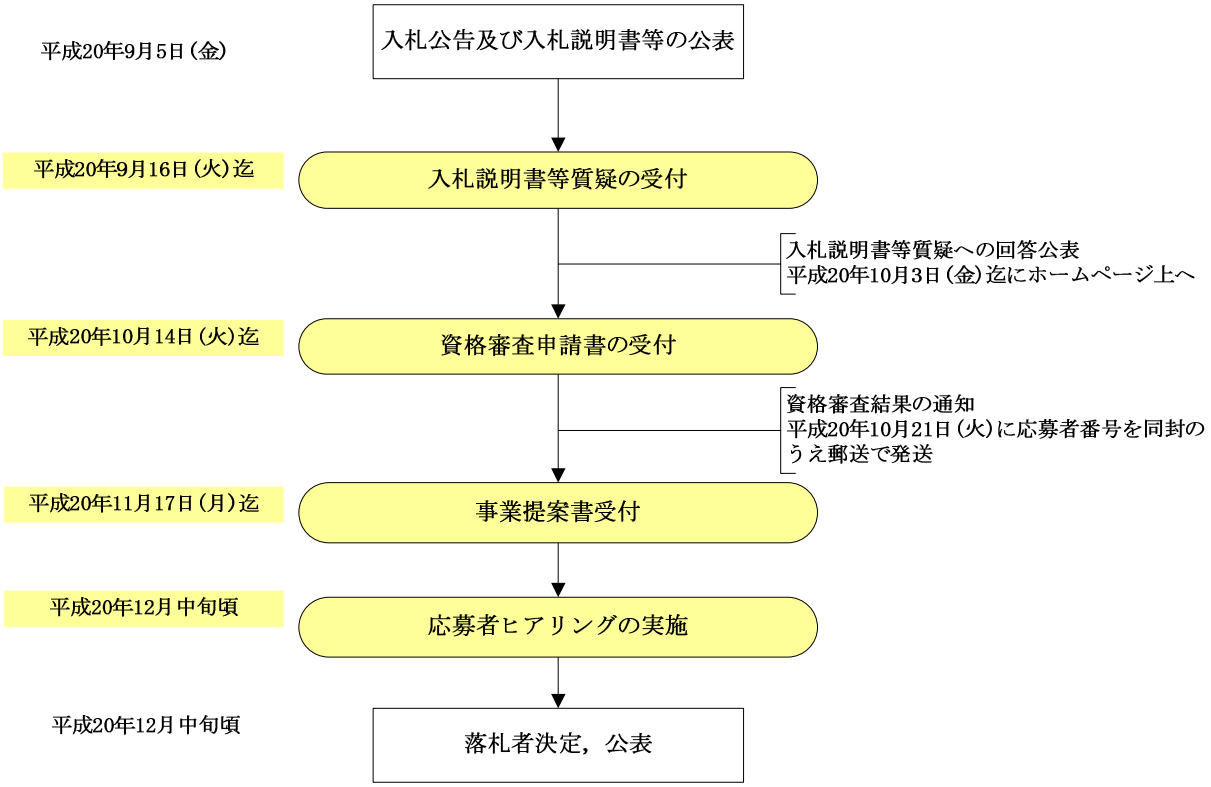

（２）入札公告及び入札説明書等の公表

公 表 日：平成 20 年 9 月 5 日（金）

公表方法：本市ホームページで公開するほか、入札公告の定めるところによる。

① 追加説明資料の公表

市は、入札説明書等の補足説明等について、追加資料を公表する場合は随時市ホームページにおいて公表する。

② 技術提案に係る資料の貸与

本事業の事業提案に係る参考資料を次のとおり貸与するものとする。

1) 書類リスト：以下の資料から知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

a)地質調査報告書

b)危険物調査報告書

c)ごみ量・ごみ質等データ

d)参考図面

2) 貸与形態　：原本貸し出し

3) 受付期間　：平成 20 年 9 月 8 日（月）～平成 20 年 9 月 26 日（金）

4) 申込方法　：貸与申込者は【様式第１３号】に必要事項を記載し、E-mail に添付し

事務局へ送付する。貸与希望日が複数者となった場合は、先着順とする。
事務局は、E-mail にて申込者に貸与日を連絡する。

5）貸与方法　：事務局にて貸与する。
6）返却期限　：原則として１回を限度とし、１回につき１日を限度とする。
7）返却方法　：事務局まで持参すること。

③ 現地確認

現地確認を希望する者は、次のとおり現地確認できるものとする。

1）受付期間　：平成 20 年 9 月 8 日（月）～平成 20 年 9 月 26 日（金）
2）申込方法　：確認希望者は【様式第１４号】に必要事項を記載し、E-mail に添付し事務局へ送付する。確認希望日が複数者となった場合は、先着順とする。
事務局は、E-mail にて申込者に確認日を連絡する。

④ 応募者番号の交付

資格審査結果の通知の際に、技術提案書を作成する際に必要となる応募者番号を交付する。

交 付 日：平成 20 年 10 月 21 日(火)

（3）入札説明書等質疑の受付

入札説明書等に対する質疑の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り資格審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質疑に関する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

入札説明書等質疑の受付及び回答公表について	
提出期間	平成 20 年 9 月 8 日（月）9:00～平成 20 年 9 月 16 日（火）17:00 必着
提出方法	「様式集」に示す【様式第１５号】「入札説明書等に係る質問書」(Excel 形式）に記入の上、E-mail に添付し事務局へ送付する。なお、持参、郵送、FAX による提出は認めない。
E-mail タイトル	「(会社名)　（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る質問書」
添付ファイル名	（会社名）__質問書
到達確認	市が質問提出企業に E-mail を返信することにより行う。
回答の公表	平成 20 年 10 月 3 日（金）17:00 までにホームページに公表する。

（4）資格審査申請書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書を提出すること。

	資格審査申請書の提出について
対　　象	入札参加希望者
提出期限	平成 20 年 10 月 14 日（火）17:00
提出要領	応募者の代表企業が事務局へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail 、FAX による提出は認めない。
提出書類	別添資料「提出書類の作成・提出要領」に規定する様式による。
結果の通知	平成 20 年 10 月 21 日（火）に入札参加者の代表企業に書面で発送する。結果についてはホームページに公表する。
審査結果理由の説明請求	・審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。 ・資格審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。 ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
その他	・提出期限に遅れた資格審査申請書は受け付けない。 ・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

（５）事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した技術提案書及び事業計画書等（以下「事業提案書」という。）を提出すること。なお、事業提案書の受付後、市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施する。

	事業提案書の提出について
対　　象	資格審査通過者
提出期限	平成 20 年 11 月 17 日（月）17:00
提出要領	応募者の代表企業が事務局へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail 、FAX による提出は認めない。
提出書類	「提出書類の作成・提出要領」に規定する様式による。
ヒアリング	ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。
結果の通知	平成 20 年 12 月中旬頃に入札参加者の代表企業に書面で発送する。結果の概要についてはホームページに公表する。
審査結果理由の説明請求	・審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。 ・審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。 ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
その他	・提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。 ・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

（6）入札に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

応募者は、様式第１号「資格審査申請書」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

② 費用負担

入札に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

ア　事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

イ　著作権

事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。また、応募者の事業提案書については、市は、事業者の選定に関わる審査及び公表以外に応募者に無断で使用しない。なお、事業提案書は返却しない。

ウ　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

④ 資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

⑤ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成・提出要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑥ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおり。

入札辞退届の提出について	
提出期限	平成 20 年 11 月 17 日（月）17:00
提出要領	応募者が様式第１２号「入札辞退届」を事務局へ持参により提出する。なおＦＡＸ、E-mail による提出は認めない。
その他	入札辞退の撤回はできない。

⑦ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ　資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ　談合その他不正行為があったと認められる入札

エ　応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

オ　事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

カ　同一事項に対し２通以上の書類提出がなされた入札

キ　その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

３．入札に関する事務局等

（１）事務局

本入札に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事　務　局	
住　　所	ひたちなか市市民生活部廃棄物対策課　クリーンセンター建設推進室 住所　〒312－8501　茨城県ひたちなか市東石川２－１０－１
電　　話（FAX）	029-273-0111（029-271-0851）
E-mail	haikibut@city.hitachinaka.ibaraki.jp
ホームページ	http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp

（２）入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記市のホームページにて公表する。

４．入札参加資格要件

応募者は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

（１）応募者の構成

ア　応募者は、設計・施工業務及び運営業務等を実施する予定の単独で応募する企業（以下「応募企業」という。）又は、複数の企業で応募する企業グループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ　応募者は、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみの場合も可）。

ウ　応募グループにあっては、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、本事業の入札に単

独で応募する企業は、代表企業を兼ねることとする。

エ　応募者は、設計・施工業務、運営業務のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラントの設計・施工業務を、協力企業が担当することはできない。

オ　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

カ　応募企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

キ　応募企業、構成員又は協力企業が、他の応募企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

ク　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

（2）応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募企業、構成員及び協力企業となることはできない。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

ウ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

オ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

カ　市の指名停止措置を受けている者

キ　本事業に係るアドバイザリー業務を受託した企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザリー業務を受託した企業は次のとおりである。

・八千代エンジニヤリング株式会社

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ク　（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業者選定審査委員会の委員が所属する企業

ケ　入札公告日から落札者の選定に関する公表までの期間に、本事業について審査委員会の委員と接触を試みた者

コ　最近1年間の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

② 本施設の設計・施工を行う企業

応募企業又は応募グループのうち、本施設の設計・施工を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の応募者又は構成員で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1 社が以下の要件を満たすこととする。

ア　建築物の設計に係る業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。

イ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ　市の平成 19 年度建設工事等入札参加有資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。

エ　市の平成19年度建設工事等入札参加有資格者名簿の清掃施設工事での総合点数が1,000点以上であること。

オ　以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設、（第２，６で指定した処理方式に限る）の納入実績（元請の実績に限るものとするが、JV の構成員として主たる業務を担当した場合も認める。）があること。

- ストーカ炉は、1 炉あたり 110t/日以上の規模を有すること。
- 発電設備を有すること。
- 入札公告の前日時点で延べ1年以上の稼動実績を有すること。
- ストーカ炉は、1 炉 90 日以上の連続運転の実績を有すること。
- 灰溶融炉は、1 炉 90 日以上にわたり、計画作業日における安定運転の実績を有すること。

カ　本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

③ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者に運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の応募者、構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととする。

ア　市の平成 19 年度物品調達入札参加有資格者名簿の登載者であること。

イ　1 炉 110t/日以上（灰溶融炉の規模は問わない。）の規模で、発電設備を有し、入札公告の前日時点で延べ1年以上の稼動実績を有する施設（第２，６で指定した処理方式に限る）の運転実績を有すること。

ウ　前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

④ 参加資格確認基準日

ア　参加資格確認基準日は、本事業への資格審査申請書の提出時から第６，１で提示する事業契約締結時に至るまでの期間とする。

イ　資格審査申請書の提出日から事業提案書の提出日までの間応募企業及び応募グループの構成員または協力企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募企業、応募グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力会社が参加資格を欠くに至った場合は、当該応募グループは、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、入札参加資格等を確認のうえ、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

ウ　事業提案書の提出日の翌日から落札者決定日までの間、応募企業及び応募グループの構成員または協力企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募企業、応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該応募グループが、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、市が参加資格を確認し、事業契約締結後の設計・施工業務及び運営業務に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。

第４ 落札者の決定

１．審査委員会の設置

市は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「(仮称) ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。) を設置している。審査委員会を構成する委員は、次のとおりである。

委員	植田　和男（特定非営利活動法人日本 PFI 協会理事長）
委員	立本　英機（前千葉大学教授）
委員	栗原　英隆（(社) 全国都市清掃会議技術部長）
委員	安　　智範（公認会計士）
委員	松本　正宏（ひたちなか市副市長）
委員	飛田　修　（ひたちなか市市民生活部長）
委員	渡邊　政美（東海村副村長）
委員	石澤　通　（東海村経済環境部長）

なお、構成員又は協力企業が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

２．落札者の決定方法

以下の手順で落札者を選定するものとする（詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照)。

なお、落札者の選定に当たっては、審査委員会において評価・審査し、その結果を受けて、市が落札者を決定することとする。

（1）資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が第３，４「入札参加資格要件」に示した要件を満たすことについての確認を行う。以上を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の事業提案審査に参加できることとし、資格審査結果は応募者に対して通知する。

なお、あわせて提案を予定している施設の概要書（処理フロー等）の提出を受け、その内容に明らかな誤り等があれば指摘する。

（2）事業提案審査

① 基礎審査

基礎審査は、資格審査を合格した応募者から提出された技術提案書及び事業計画書について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとする。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

② 非価格要素審査

基礎審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として、落札者決定基準書に基づき非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

③ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点とする。

市は、予定価格を次のとおり設定する。

予定価格　25,562,000,000 円　（消費税及び地方消費税を含まない。）

④ 総合評価及び落札者の選定

非価格要素審査点と価格審査点から落札者決定基準書に定める総合評価式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を落札者として選定する。

第５ 本事業に関する提示条件

１．特別目的会社の設立

落札者は、運営事業者となる特別目的会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。）を落札者決定後すみやかに設立するものとする。なお、特別目的会社は下記の要

件を満たすものとし、また、応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めない。

① 運営事業者の本店住所地をひたちなか市とすること。
② 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて出資者中最大となること。
③ 応募グループのうち、プラントの設計・施工を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとすること。
④ 代表企業は、本施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を一定額以上維持すること。
⑤ 運営事業者の定款において､会社法第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
⑥ 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

２．民間事業者の収入

民間事業者の収入は、以下のとおりとする。

（１）建設費及び運営費の概要

市は建設請負事業者及び運営事業者に建設費及び運営費を支払う（詳細は入札説明書添付資料-1「建設費及び運営費の支払方法について」及び入札説明書添付資料-4「処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」参照)。

（２）運営費の減額

市は運営時事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準書及び事業提案書並びに事業契約書に基づく業務の履行がされていないことが確認された場合は運営費の減額を行うことができる（詳細は入札説明書添付資料-2「モニタリング及び運営費の減額について」参照)。

（３）売電等による収入

売電収入及び RPS 証書の販売に関わる収入は、運営事業者の収入とする。

（４）副生成物の売却による収入

運営事業者が本施設において処理対象物の処理を行うことにより生じる副生成物を有償で売却した場合の収入は、民間事業者の収入とする。

３．保険

建設請負事業者及び運営事業者は以下の保険に加入すること。また、これに加えて建設請負

事業者及び運営事業者の判断で必要と思われる保険に加入する場合はその保険の内容を提案すること。なお、建設請負事業者及び運営事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-3「民間事業者が付保する保険について」に定める。

（1）設計・施工業務

① 組立保険
② 第三者損害賠償保険
③ その他応募者が提案する保険

（2）運営業務

① 第三者損害賠償保険
② その他応募者が提案する保険

４．責任の分担

（1）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工業務、運営業務に伴うリスクは、原則として建設請負又は運営のいずれかが負担するものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

（2）想定されるリスクの分担

予想されるリスク及び市と民間事業者の責任分担は、別添資料「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」及び「運営業務委託契約書（案）」において定める。

５．業務の委託等

建設請負事業者及び運営事業者は業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。但し構成員又は協力企業以外の者へ委託する場合は事前に市の承諾を得るものとする。

第６ 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

１．契約の構成

市及び民間事業者は落札者決定後、以下の契約を締結する。なお、下記（２）から（４）に定める契約を総称して事業契約という。

（1）基本協定

a. 対象者　：落札者
b. 締結時期：落札者決定後すみやかに

（2）基本契約

a. 対象者　：落札者及び落札者が設立する運営事業者（特別目的会社）

b. 締結時期：①仮契約：平成 21 年 2 月頃、②本契約：平成 21 年 3 月頃

（3）建設工事請負契約

a. 対象者　：建設請負事業者

b. 締結時期：①仮契約：平成 21 年 2 月頃、②本契約：平成 21 年 3 月頃

（4）運営業務委託契約

a. 対象者　：運営事業者

b. 締結時期：①仮契約：平成 21 年 2 月頃、②本契約：平成 21 年 3 月頃

２．契約の概要

市は、入札説明書等、民間事業者の提案内容及び市が入札に当たって予め提示する別添資料「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」及び「運営業務委託契約書（案）」に基づきそれぞれの対象者と仮契約を締結する。仮契約は、市議会の議決を経て正式な事業契約となる。

３．地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者及び運営事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

４．入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金等

① 建設工事請負契約

ア　契約保証金の額

建設請負事業者は、施設整備の履行を保証するために、建設請負契約金額の１０分の１に相当する金額を契約期間中の契約保証金として納付する。

イ　契約保証金の納付

建設請負事業者は、契約保証金は現金で納付するものとするが、契約金額の１０分の１以上の額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

a. 国債証券

b. 銀行又は保証事業会社の保証

ウ　契約保証金の免除

建設請負事業者は、建設期間における契約金額の１０分の１以上に相当する額を保険金

額とする履行保証保険の写しを市に提出することにより契約保証金を免除することができる。

② 運営業務委託契約

ア　契約保証金の額

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、年間運営費の１０分の１に相当する金額を契約期間中の契約保証金として納付する。

イ　契約保証金の納付

運営事業者は、契約保証金は現金で納付するものとするが、契約金額の１０分の１以上の額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

a. 国債証券

b. 銀行又は保証事業会社の保証

ウ　契約保証金の免除

運営事業者は、年間運営費の１０分の１以上に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを市に提出することにより契約保証金を免除することができる。

第７ 公表資料一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおり。

１．入札説明書添付資料

入札説明書添付資料-1「建設費及び運営費の支払方法について」
入札説明書添付資料-2「モニタリング及び運営費の減額について」
入札説明書添付資料-3「民間事業者の付保する保険について」
入札説明書添付資料-4「処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」

２．別添資料

別添資料「要求水準書」
別添資料「落札者決定基準書」
別添資料「提出書類の作成・提出要領」
別添資料「様式集」
別添資料「様式集（第１号～第１５号)」
別添資料「技術提案書に関する様式集等」
別添資料「非価格要素提案書に関する様式集」
別添資料「事業計画書に関する様式集」
別添資料「基本協定書（案)」
別添資料「基本契約書（案)」
別添資料「建設工事請負契約書（案)」
別添資料「運営業務委託契約書（案)」

入札説明書添付資料－1　建設費及び運営費の支払方法について

１．建設費及び運営費の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定される業務を提供することにより、本市が民間事業者に支払う建設費及び運営費は以下のとおりである。これらの詳細を表１に示す。

(1) 建設費

「本施設の設計・施工業務」に対して支払う対価。

(2) 運営費

「本施設の運営業務」に対して支払う対価。

表 1　建設費及び運営費の構成

支払いの対象となる業務	建設費及び運営	対象となる費用等
施設の設計・施工業務	『建設費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	● 左記に掲げる業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
本施設の運営業務	『運営固定費』 ※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※算出式は以下のとおり。 運営固定費 ＝運転経費＋維持管理費＋人件費＋その他経費	● 左記に掲げる業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ● 維持管理費は、法定点検・定期点検等費用及び補修・更新等費用とする。 ● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く）とする。 ● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ● SPC の利益を含む。 ● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等)。
	『運営変動費』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおり。 運営変動費 ＝処理対象物量×変動費単価	● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等)。 ● SPC の利益は含まない。

２． 建設費及び運営費の支払い方法

(1) 建設費

建設費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、前払金については、ひたちなか市財務規則及びひたちなか市公共工事前払金取扱要綱に基づき請求でき、部分払については、ひたちなか市財務規則に基づき請求できる。

(2) 運営費

市は、平成 24 年 8 月から平成 44 年 7 月までの 20 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表-2 に示す四半期ごとに民間事業者に対して運営費を支払うものとする。

モニタリング結果を踏まえる前の各四半期の支払い額は、運営変動費を除いて毎期均等）（運営固定費は内訳ごとに毎期均等）とする。なお、運営変動費は、３．（２）に示すように、ごみ量変動及びごみ質変化によるに基づく改定を第 4 四半期に反映させるため、必ずしも毎期均等とはならないものである。

表-2　運営費の支払条件

	支払対象期間	支払日
第１四半期	4 月 1 日　～　6 月 30 日	四半期報告書の提出・承諾及び運営費の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は運営業務委託契約書に示す。
第２四半期	7 月 1 日　～　9 月 30 日	
第３四半期	10 月 1 日　～　12 月 31 日	
第４四半期	1 月 1 日　～　3 月 31 日	

３． 建設費及び運営費の改定

(1) 建設費の改定

建設費については、建設工事請負契約書（案）第 28 条に基づいて改定を行う場合がある。改定の基準とする額は、提案書受付日における提案金額とする。第 28 条第 5 項による場合の変更及び手続き方法については、国土交通省より平成 20 年 6 月 13 日に公表された「工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について」及び 7 月 16 日に公表された「工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」の考え方に基づき、本市との協議によって定めることとする。

なお、改定の基準となる工事材料等の数量・単価については、実施設計完了時を目処として市及び民間事業者で合意するものとする。

(2) 運営費の改定

① 改定の基本的な考え方

市は、ごみ量変動、ごみ質変化及び物価変動の影響を以下のような方法により運営費に反映させるものとする。

ア ごみ量変動

実績処理対象物量と民間事業者が提案したごみ質から求める算定式により定める変動費単価（次項イ参照）の積により求めることでごみ量変動を反映させる。

イ ごみ質変化

民間事業者の提案に基づく変動費単価をごみ質から求める算定式に実績ごみ質を代入し、実績ごみ質に応じた変動費単価を用いることでごみ質変化を反映させる。

ウ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。

表-3 運営費の改定

運営費	改定の有無（●：改定する、－：改定しない）		
	ごみ量変動	ごみ質変化	物価変動
運営固定費	－	－	●
運営変動費	●	●	●

② ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定を行う。

運営変動費（円）＝実績処理対象物量（t）×変動費単価 (実績ごみ質)（円/t）

改定の周期は１年に１回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 各年度第 3 四半期までは、15,000 トン／四半期と要求水準書第 1 部第 3 章に示す計画ごみ質（基準ごみ時）から求めた変動費単価の積により求めた金額を支払う。
- 各年度第 4 四半期は、当該年度の実績処理対象物量及び実績ごみ質を上式に代入して得られる金額と支払い済みの分（当該年度第 3 四半期まで）の差額を支払う。
- なお、実績処理対象物量は常時行う計量結果の年間合計、実績ごみ質は年

12 回行う計測結果の平均を用いるものとする。

- また、ごみ質が計画ごみ質を逸脱したことにより、民間事業者の提案に基づき予め定める上記算定式が実態に整合しないと市が認めた場合には、市と民間事業者で協議を行うものとする。この協議については、「入札説明書添付資料－4　処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」に示す。

なお、入札価格に算定にあたっては、計画年間平均処理量及び計画ごみ質（基準ごみ時）を上式に代入して得られる金額を用いるものとする。

③　物価変動に基づく改定

運営固定費及び運営変動費について、物価変動に基づく改定を行う。なお、改定の周期は１年に１回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 提案時点の年平均（平成 20 年 1 月から平成 20 年 12 月）を基準とし、表-4 に示す指標ごとに前年 1 月から 12 月までの年平均を用いて表-5 に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- なお、年平均の算定にあたっては、原則として毎年 1 月末時点において公表済みの月別数値で最新のもの（速報値を含む。）を用いるものとする。
- 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- なお、民間事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と民間事業者で協議を行うものとする。

表-4　物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標	算定式
運営固定費	運転経費	「国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）	算定式①
	維持管理費	「国内企業物価指数／一般機器」（日本銀行調査統計局）	算定式①
	人件費	毎月勤労統計調査「現金給与総額指数／調査産業計」（厚生労働省）	算定式①
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）	算定式①
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／総合／水戸市」（総務省統計局）	算定式②

表-5　運営費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営費	F_t	入札時に提示される平成［t］年度の運営費。
改定後の運営費	F_t'	物価変動等に基づく改定後の平成［t］年度の運営費。
物価指数	I_t	表-4 に示す指標の平成［t］年 1 月から 12 月の平均値。
処理対象物量	W_t	平成［t］年度における実績処理対象物量。 また、W_0 は 15,000 トンを示す。
変動費単価	UP_t	平成［t］年度における変動費単価。ごみ質の関数とする。 また、UP_0 は計画ごみ質から算定される変動費単価を示す。

■算定式①：　$F_t' = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{20}}$　（改定率：$\frac{I_{t-1}}{I_{20}}$）

■算定式②：　$F_t' = W_t \times UP_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{20}}$　（改定率：$\frac{I_{t-1}}{I_{20}}$）

ただし、第 1 四半期から第 3 四半期は $W_0 \times UP_0 \times \frac{I_{t-1}}{I_{20}}$、

第 4 四半期は $F_t' - 3W_0 \times UP_0 \times \frac{I_{t-1}}{I_{20}}$ を支払う。

入札説明書添付資料－2　モニタリング及び運営費の減額について

目　次

１．モニタリング及び運営費の減額の基本的な考え方 1
（1）モニタリングの基本的考え方 1
（2）モニタリング方針 1
（3）運営費の減額に関する基本的考え方 1
（4）減額システムの運用について 2
２．運転停止型減額措置 2
（1）削減額の算定方法 2
３．運転継続型減額措置 3
（1）モニタリング手法の確定の手続 3
（2）モニタリングの方法 4
（3）削減額の算定方法 5

１．モニタリング及び運営費の減額の基本的な考え方

（１）モニタリングの基本的考え方

市は、本事業の運営業務について、入札公告時に市が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実な運営業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、運営事業者により提供される運営業務の水準を監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

（２）モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時のモニタリングをおこなうこととする。

（３）運営費の減額に関する基本的考え方

運営費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額の程度は、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して

行うものとする。

- 減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（市の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。なお、要求水準書第 3 部第 3 章 3.2 に示す要監視基準を超過したことのみでは、本書に定める減額措置の対象としないものとする。

（4）減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと市は考えている。そのため、市と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

２．運転停止型減額措置

（1）削減額の算定方法

① 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

② 減額措置の手順

ア 復旧手続き

市と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

(1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
(2) 運営事業者による本施設の復旧計画の提案（市による承諾）
(3) 本施設の改善作業への着手
(4) 本施設の改善作業の完了確認（市による確認）
(5) 復旧のための試運転の開始
(6) 本施設の運転データの確認（市による確認）
(7) 本施設の使用再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

(1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
(2) 本施設の改善作業への着手
(3) 本施設の改善作業の完了確認（市による確認）
(4) 本施設の運転データの確認（市による確認）
(5) 本施設の使用再開

イ 減額の算定方法

（減額）＝(1 日当たりの運営固定費：円／日)×(減額率：%)×(停止日数：日)

ただし、「1 日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状態	停止期間	減額率
1 炉停止	「[●×2/1]」日以内の場合	0%
	「[●×2/1]日超、60 日以内」の場合	25%
	「60 日超」の場合	50%
2 炉停止	「[●×2/2]」日以内の場合	0%
	「[●×2/2]」日超の場合	50%

※ ●には、民間事業者が事業提案書で提案したピット容量（計画処理量を前提とした場合のピットの受入可能日数）を記載する。

３．運転継続型減額措置

（1）モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置の場合は、ただちに運営費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なり、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず市と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。
- 運営事業者の提供する運営業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。

- 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2)①アに示す市のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を市に提案し、市と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

（2）モニタリングの方法

① 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して市に提出するものとする。

ア 市によるモニタリング

市は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

a. 定期モニタリング

市は、自らの費用において、運営事業者が毎月１０日までに提出する運営報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後１４日以内に当該運営報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は市が行うモニタリングにつき、市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、運営報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に市と運営事業者が協議のうえ決定する。また、四半期の最終月に提出する運営報告書の内容には当該四半期全体の集計等を行うとともに、その内容には下記 b.～d.のうち当該四半期に行ったモニタリング結果も含めるものとする。

b. 随時モニタリング

市は、必要と認める場合、自らの費用において、運営・維持管理報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

c. 本施設の周辺環境モニタリング

市は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

d. 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。市はこれを確認するものとする。なお、市は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

（3）削減額の算定方法

① 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと市が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表－1 に示すとおりである。

ア （水準１）:本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

イ （水準２）: 本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表－1　運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	■水準１ ・火災等の重大な事故 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・溶融スラグ等の品質未達 ・故意による業務放棄 ・業務の未実施 ・運営報告書の虚偽記載 ・事業者の提案に基づき設定した上限量以上に処分場に飛灰等を搬入した場合
	■水準２ ・情報公開設備（掲示機器等）による情報公開業務の履行水準の未達 ・見学者対応設備の不備 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室や道路側溝の清掃状況の履行水準の未達

② 減額措置の手順

ア 業務改善手続き

運転を継続できるが業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至ったと判断した場合、市と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図－1 参照）

(1) 市は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
(2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
(3) 運営事業者による業務改善計画の提案（市による承諾）
(4) 業務改善作業への着手
(5) 業務改善作業の完了確認（市による確認）

なお、業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

(1) 市は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
(2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
(3) 業務改善作業への着手
(4) 業務改善作業の完了確認（市による確認）

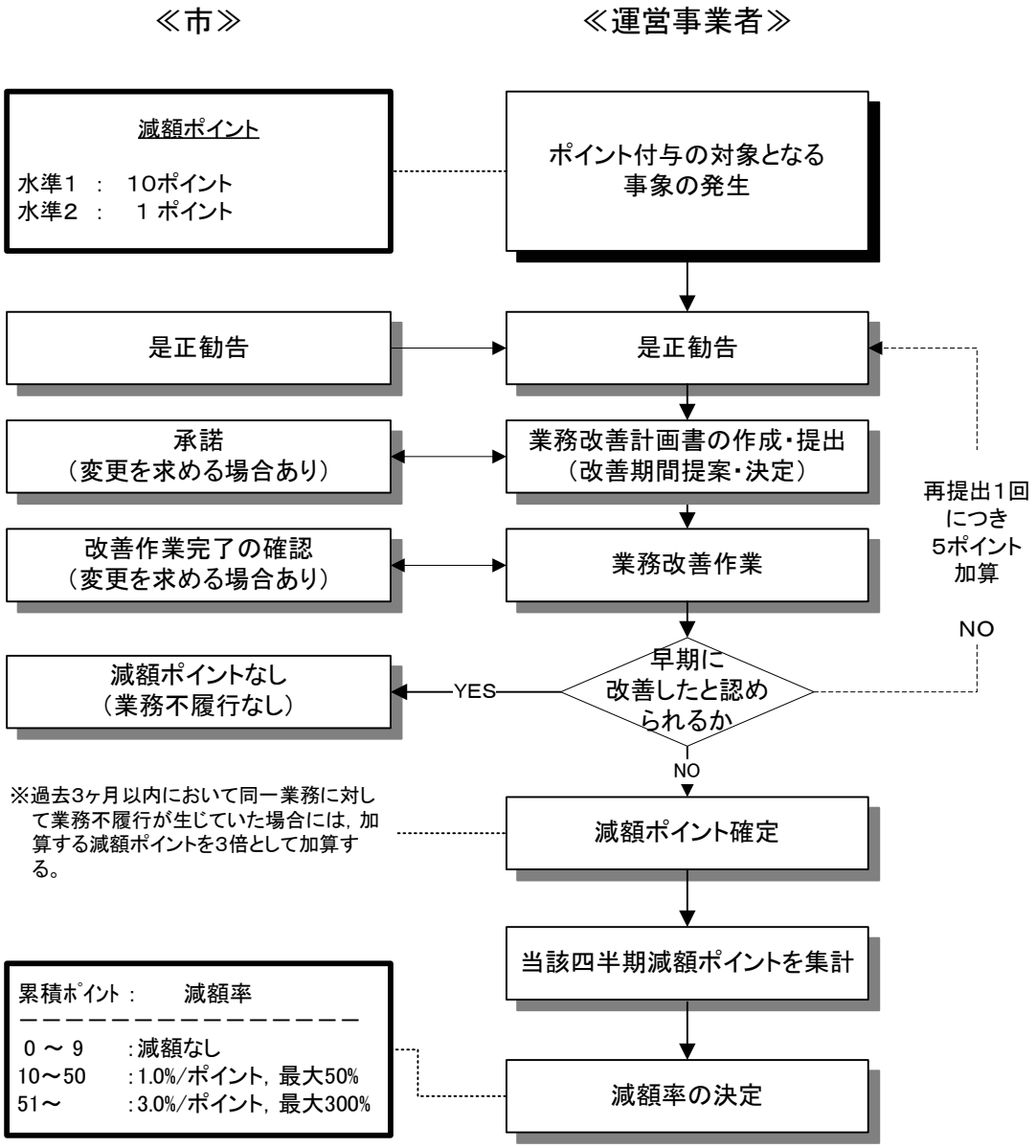

図－1　運転継続型減額措置等

イ 減額の算定方法

（減額）＝(1 日当たりの運営固定費：円／日)×(減額率：％)

ただし、「1 日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表-2 のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合には減額ポイントは付さないものとする。
- 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、市は再度是正勧告（第２回）を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度５ポイントを加算する。
- 同一四半期内、若しくは前四半期内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを 3 倍として加算する。
- 四半期毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率（表-3 参照）を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次四半期には持ち越さない。

表-2　減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準１	水準未達と認定された場合に 10 ポイント
水準２	水準未達と認定された場合に１ポイント

※過去 3 ヶ月において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを３倍として加算する。

表-3　減額率

累積ポイント	減額率
0～9	減額なし
10～50	（累積ポイント）×（1.0%／ポイント)、最大 50%
51～	（累積ポイント）×（3.0%／ポイント)、最大 300%

入札説明書添付資料－3　民間事業者が付保する保険について

１．建設工事請負契約

（１）本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補　償　額：請負代金額

保 険 期 間：本施設の着工日から引渡日まで

被 保 険 者：建設請負事業者

（２）本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：１名当たり１億円、１事故当たり１０億円以上

対物：１事故当たり１億円以上

保 険 期 間：本施設の着工日から引渡日まで

被 保 険 者：建設請負事業者

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設請負事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

２．運営業務委託契約

（１）本施設の運営業務に係る第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

被 保 険 者：市、運営事業者

保 険 期 間：運営・維持管理期間とする。

てん補限度額：（補償額）：対人：１名当たり最大１億円、１事故当たり最大１０億円

対物：１事故当たり最大１億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免 責 金 額：なし

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

入札説明書添付資料－4　処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて

1. 処理対象物のごみ質変化の取り扱いに関する考え方

本事業ではごみ質変化を考慮して運営変動費を支払う方法を用いる[1]。

2. ごみ質変化の取り扱い方法

(1) 入札時に応募者が提案する事項

応募者は、入札書類において要求水準書第 1 部第 3 章に規定する計画ごみ質のごみ処理にあたり、運営変動費の変動費単価をごみ質から求める算定式について提案しなければならない。

この算定式は、要求水準書第 1 部第 3 章に規定する計画ごみ質及び可燃分元素組成を規定する項目（例えば三成分比や元素分析結果等）の条件を入力することによって、第三者が変動費単価を一意に求められるものとしなければならない。なお、ここでいう算定式とは、算術式の他、グラフ、表等を利用することができるものであり、入力データと算定結果との関係が一意に定まるものであれば計算のプロセスを示す必要はない。

(2) 入札時の運営変動費の算出式

入札価格の算定にあたって変動費単価は、計画年間平均処理量及び計画ごみ質（基準ごみ時）を応募者の提案する算定式に代入して得られる変動費単価を用いて算定される金額を用いるものとする。

運営変動費（円）＝計画年間平均処理量（t）×変動費単価 $_{(計画ごみ質（基準ごみ質）)}$（円/t）

(3) 運営開始後の運営変動費の算出式

市は、民間事業者が事業提案書において提案した算定式を契約条件として用いるものとし、民間事業者は落札後にこの算定式の内容等を修正することが出来ない。

運営変動費は要求水準書第 3 部第 3 章に基づいて計測される当該年度のごみ質(以下、「実績ごみ質」という。）に応じて下記のとおりに支払うものとする。

- 各年度第 3 四半期までは、15,000 トン／四半期と要求水準書第 1 部第 3 章に示す計画ごみ質（基準ごみ時）から求めた変動費単価の積により求めた金額を支払う。
- 各年度第 4 四半期は、当該年度の実績処理対象物量及び実績ごみ質を上式に代入して得られる金額と支払い済みの分（当該年度第 3 四半期まで）の差額を支払う。
- なお、実績処理対象物量は常時行う計量結果の年間合計、実績ごみ質は年 12 回行う計測結果の平均を用いるものとする。

[1] 入札説明書添付資料－1　参照

運営変動費（円）＝実績処理対象物量（t）×変動費単価 (実績ごみ質)（円/t）

(4) 算定式の見直しの考え方

要求水準書第 1 部第 3 章に規定する計画ごみ質を逸脱したことを原因として、運営変動費ではカバーできない追加費用が発生していること、又は、運営固定費では要求水準を満足する運営を行うことが出来ないこと等の事象が生じていることを合理的かつ客観的に説明することができ、市がこれを適切と認める場合には、市は民間事業者の提案に基づいて定めた運営変動費の変動費単価をごみ質から求める算定式、又は、運営固定費を変更する。この変更のための協議は運営開始後 3 年に一度を原則とするが、明らかにごみ質変化に起因する影響が顕在化していること、若しくは、顕在化することが予見される場合には、市及び民間事業者はこの改定期間にかかわらず協議を持つことが出来るものとする。

(5) 実績ごみ質について

前述のとおり運営変動費の算定には実績ごみ質を用いるが、民間事業者は実績ごみ質を規定する項目の値の精度を高めるための補正方法を提案することは可能とする。ただし、提案内容を採用するか否かについては、市が判断する。なお、ここでいうごみ質とは、前述のように要求水準書第 1 部第 3 章に示す項目を指しており、これ以外の項目を算定式におけるパラメータとすることは認めない。

また、民間事業者が実績ごみ質の補正に際して合理的かつ客観的に説明するための資料を作成する際には、要求水準書第 3 部第 3 章に基づく計測以外に自らの費用により別途の計測を行うことが出来るものとする。なお、当該追加計測結果についても客観性が保たれることが必要である。